

平成 27 年 10 月 8 日

各 位

株式会社常陽銀行

## 元行員による不祥事件の発生について

このたび、当行において下記の不祥事件が発生いたしました。社会的に大きな役割を担い、高い倫理観と信用が求められる金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、地域の皆さま、株主の皆さまに心からお詫び申し上げます。

なお、本件に関しましては、継続して調査を実施しているところであり、現時点で判明している事実に基づいてご報告をさせていただきますので、ご了承願います。

### 記

#### 1. 事件の概要

##### (1) 事故者

営業店係長(発覚時)、男性、46 歳

##### (2) 事故発生店舗

知手支店、下妻支店

##### (3) 発覚の経緯

平成 27 年 9 月 22 日 (火) に事故者失踪により調査を開始し、お客さまへのお問い合わせ等を行った結果、着服の事実が発覚したものです。なお、事故者は現在も失踪中です。

##### (4) 事件の内容(現時点で判明している事実)

事故者は、お客さまから融資返済や定期預金作成等の目的で受領した小切手や普通預金の払戻請求書等をお客さまに無断で払い出すなどして着服を繰り返し、着服した金銭を自己名義の口座に入金のうえ外国為替証拠金取引 (F X 取引) に用いる等していたものです。

事故者は、平成 22 年 4 月以降かかる不正行為を繰り返してきた疑いがあり、現在も事実関係の調査を継続しております。着服金額は、着服が疑われる分まで含めると、約 1 億 4,000 万円となる見込みです。但し、着服額の一時流用後補填されている事象もあるため、実損額は約 5,900 万円となる見込みです。

#### 2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、当行から事実関係をご説明のうえ深くお詫びし、お客さまの資金に影響が及ばないよう措置を講じさせていただきます。

### 3. 人事処分

事故者は、平成 27 年 10 月 7 日（水）付で懲戒解職処分といたしました。  
役員および関係者の処分は、事件の全容が解明された後に決定いたします。

### 4. 関係機関への届出等

監督官庁に対しては、事件発覚後、法令に基づく届出を行っております。

### 5. 今後の対応

当行は、法令等遵守態勢の確立に取り組んでまいりましたが、今回の事件の発生を踏まえ、一層の内部管理態勢の充実・強化に全行を挙げて取り組んでまいります。

以 上

本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

0 1 2 0 - 0 0 3 - 8 5 7

平日(※) 9:00~17:00

※10月10日、11日、12日の休日も受付いたします。

本件に関する報道機関の皆さまのお問い合わせ先

経営企画部 広報室 佐々木・三村

電 話：0 2 9 - 3 0 0 - 2 6 0 5

F A X：0 2 9 - 3 0 0 - 2 6 0 2